

平成30年12月17日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画修正に伴う 関係自治体との協議の開始について

当社は、原子力災害対策特別措置法^{※1}に基づき、敦賀発電所の原子力事業者防災業務計画^{※2}（以下「防災業務計画」という。）について、毎年の見直し検討を行うとともに修正案を取りまとめ、本日、関係自治体との協議を開始しましたので、お知らせいたします。

1. 協議対象の関係自治体
 - ・ 福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県
2. 防災業務計画修正案の主な概要
 - ・ 本店移転に伴う変更
 - ・ 緊急時活動レベル（EAL）^{※3}の一部見直し
3. 防災業務計画の修正予定日
 - ・ 平成31年2月22日（金）

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成11年9月30日に発生したＪＣＯウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年6月に改正された。

※2：原子力事業者防災業務計画

原災法第7条に、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成すること及び毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

原子力事業者防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

※3：緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

原子力施設において異常事態が発生した際に、緊急事態を判断するために、原子力規制委員会が定めた基準であり、具体的な運用方法等については原子力事業者が決めている。緊急事態は、原子力施設の状態や公衆への放射線の影響等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」および「全面緊急事態」の3つに区分され、発生した異常事態がどの区分になるかの判断をする際に用いられる。EALは原子力事業者防災計画に規定することになっている。

別紙：敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

以 上

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

章	内 容	修 正 案 の 概 要 （ 主 要 な も の ）
第 1 章 総 則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第 2 章 原子力災害 事前対策	原子力災害に備え事前に行う体制の整備、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育及び訓練の実施等	<本店移転に伴う変更> <別表> ・本店総合災害対策本部の仕様（広さ等）の修正
第 3 章 緊急事態 応急対策	緊急時活動レベル（EAL）により発生事象を連絡・通報した場合等の、迅速かつ円滑な応急対策を行うための施設の立上げ、連絡・通報、体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員派遣及び資機材の貸与等	<緊急時活動レベル（EAL）の一部見直し> <別表> ・敦賀発電所 1 号機 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失の項目を削除 ・敦賀発電所 2 号機 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ、給水機能の喪失に関する基準の見直し
第 4 章 原子力災害 中長期対策	原子力緊急事態解除宣言があった以降の中長期対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員派遣及び資機材の貸与等	—
第 5 章 そ の 他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等	—